

IT投資は今がチャン  
ス・IT投資減税ご存  
知？

執筆担当者  
飯島 賢二

二〇〇〇年十一月に  
成立した「IT基本

法」では、五年以内に  
世界最先端のIT国家  
を目指すと宣言し、翌

年「e JAPAN戦  
略」と名付けた政策プ  
ログラムを打ち出して

いる。この政策方針の  
下、平成十五年度の税  
制改正で「IT投資促

進税制」が創設された。  
その骨子は、平成十五

年一月一日から同十八  
年三月三十一日までの  
間に、パソコンなど一

定のIT関連設備等を  
取得して、国内の事業  
用に使った場合、

・ 取得価額の一  
〇%相当額を法  
人税から控除す  
る（税額控除）

・ 取得価額の五

〇%相当額の特  
別償却のいずれ  
かを選択適用で  
きるというもの  
である。

今回の改正の特徴は、  
適用対象設備にインタ  
ネット電話などの最

新鋭の設備が認められ  
た上、ソフトウェアで  
も対象可能となった点

にある。  
また、資本金三億円  
以下の企業に関しては、

税額控除の対象にリ  
ス（リース）料金総額の  
六〇%も含まれると

いう点では、画期的と  
いえるかもしれない。  
更に、当期の法人税

額の二〇%相当額を限  
度とし、控除限度超過  
額については、一年間

の繰越ができる点も、  
大変ありがたい制度と  
なっている。

もう少し具体的に、  
いくつかのポイントを  
述べてみる。

まず対象者は、青色  
申告を提出する法人、  
個人事業者に限られ、

大企業（資本金三億円  
超）も特別減税の対象  
となる。また、減税の

価額基準があり、資本  
金規模により、大企  
業・中堅・中小企業別、  
買取りか、リースかに  
より、更に、ハードウ  
エア・ソフトウェア別  
に、対象商品の最低価  
額が決められているの  
で、注意が必要である。

そして、五〇%の特  
別償却にするか、一  
〇%の税額控除にする  
かは、個々の企業の選  
択となっている。たと  
えば、当年度だけの節  
税を考慮すれば、「特別  
償却」、長期的に判断し  
た場合は「税額控除」

：と言うように、我社  
にとつてどちらが有利  
選択になるかのシミュ  
レーションを、しっか  
り検討したうえで、導  
入を決断されること、  
肝である。

「今こそチャン  
ス・IT投資！」  
例によって、詳細は  
「貴社の顧問税理士」  
にご相談ください。